ご協力ありがとうございます。

藤枝市災害時協力井戸の手引き

❶ 災害時協力井戸とは？

❷ 登録の流れ

❸ 補助金申請について

❹ 普段から気を付けていただきたいこと

❺ 災害が起きたら！

❻ 利用されるみなさまへのお願い

藤枝市

1 災害時協力井戸とは？

藤枝市では、災害が発生した際に、近隣住民の方々に、生活用水として、井戸水を提供していただける井戸を『災害時協力井戸』として登録しています。

登録要件

１．藤枝市内に所在する井戸であること

２．災害時に無償で井戸水を提供できるものであること

３．所有者等が井戸の所在地等の公表に同意していること

４．水質基準に適合している井戸であること

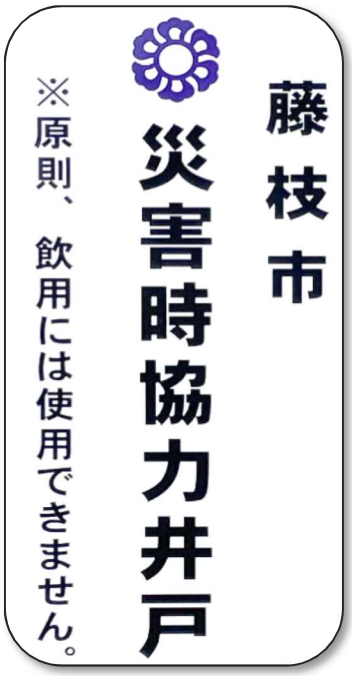

登録井戸には、この標識を掲示いただいています。

●藤枝市ホームページに災害時協力井戸の情報を掲載しています。

② 登録の流れ

※□で囲まれたものは藤枝市からの通知や動きになります。

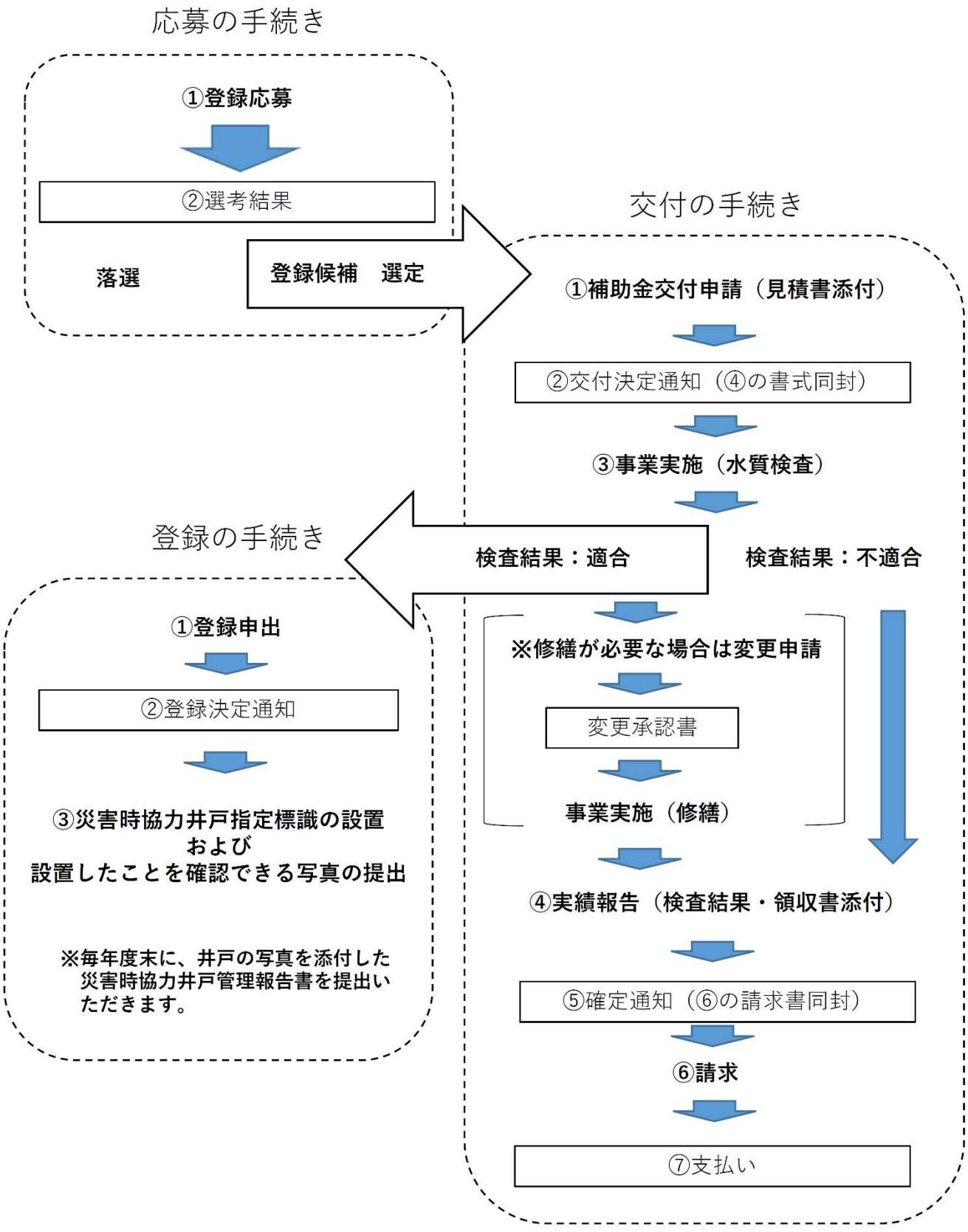

❸ 補助金申請について

	新たに登録を希望する井戸	既に登録されている井戸
修繕	**井戸の修繕費**	**日常の管理に必要な修繕**
維持管理	**―**	**維持管理費**
水質検査	**水質検査**※１	
補助率	**対象経費の２分の１以内**※２ **（1,000 円未満切り捨て）**	
上限	**１井戸あたり年度内上限５万円**	

※１　水質検査に係る費用は年度内２回まで補助対象となります。

※２　対象経費が５万５千円の場合

⇒ 55,000 円 × 1/2 ＝ 27,500 ≠ 27,000 円

（1,000 円未満切り捨て）

4 普段から気を付けていただきたいこと

◎井戸とその周辺は整理し、清潔に保ちましょう。

◎井戸の破損や揚水ポンプの故障等がないか、定期的に点検しましょう。

◎長い間、使っていない井戸では、井戸水が濁ることがあります。

★毎年度末に、井戸の写真（水が出ることを確認できるもの）を添付した災害時協力井戸管理報告書を提出いただきます。

お願い

登録内容に変更が生じましたら、藤枝市地域防災課まで連絡をお願いします。

例えば

・転居、売買等のため、登録を解除したい。

・工事のため井戸を埋めてしまった。

・井戸水が揚がらなくなり、枯れてしまった。等

5 災害が起きたら

◎ **井戸の状況や周囲の安全（隣接する建築物や塀等の構造物の倒壊等）を確認し、協力できる範囲内で、自主的に井戸水を近隣利用者の方々に提供してください。**

※災害発生時は、まずはご自身やご家族の安全を確保し、その後、家財等の状況を確認してください。

◎ **井戸水を提供していただく場合、特定の利用者に偏ることなく、公平に井戸水の提供をお願いいたします。**

◎ **井戸水を提供していただく場合、飲料用として提供しているものでない旨をお伝えください。**

※ 地震等により、水質が変動している可能性があります。井戸水は、トイレや洗濯用水としてご提供ください。

⑥ 利用されるみなさまへのお願い

井戸水の提供は、善意により行われています。提供について、絶対的な義務を負うものではありません。

井戸水の提供を受ける場合、以下の事項についてご了承願います。

① 井戸水の提供は、災害発生時のみです。

水道工事等による一時的な断水時等は利用できません。

② 状況により、井戸水を提供できない場合があります。

災害により、井戸が壊れた場合や停電によりポンプが使用できない場合等、井戸水の給水を制限又は中止する場合があります。

③ 井戸水は飲み水としての提供ではありません。

飲料水ではなく、トイレや洗濯用水等、生活用水として利用してください。

④ 特定の利用者に多量に提供することはできません。

⑤ 井戸水を運ぶ容器は、利用者でご用意ください。

持ち運びも、原則、利用者が行ってください。

引き続き、みなさまのご協力を、よろしくお願いいたします。

藤枝市地域防災課

〒426-8722 藤枝市岡出山１丁目 11-1

TEL 054-643-2110(直通)